

石川県公報

平成 29 年 3 月 17 日

第 1 2 9 8 6 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

規 則		○豚の豚繁殖・呼吸障害症候群の検査の実施 (同)	5
○石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則 (市町支援課)	1	○家きんの高病原性鳥インフルエンザの検査の実施 (同)	5
告 示		○馬の馬伝染性貧血の検査の実施 (同)	6
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1	○蜜蜂の腐蛆病の検査の実施 (同)	6
○牛の結核病の検査の実施 (農業安全課)	2	○水産総合センターで生産するひらめ等の種苗の平成29年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間 (水産課)	6
○牛のブルセラ病の検査の実施 (同)	2	○河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設 (河川課)	8
○牛のヨーネ病の検査の実施 (同)	3	公 告	
○牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施 (同)	3	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	9
○牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同)	3	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	9
○豚のオーエスキー病の検査の実施 (同)	4	○入札公告 (労働企画課)	9
○豚の豚流行性下痢の検査の実施 (同)	4	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	11
○豚の伝染性胃腸炎の検査の実施 (同)	4		
○豚の豚コレラの検査の実施 (同)	5		

規 則

石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三号

石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則(昭和二十九年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第一号中「小数点第一位」を「小数点以下一位」に、「その」を「その」に、「率」を「率とし、当該率が〇・一未満のときは小数点以下二位未満の端数を切り捨てた率(〇・〇一を下限とする。）」とする。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

石川県告示第131号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県立中央病院管理局用度課

金沢市鞍月東2丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成29年2月16日

4 落札者の名称及び所在地

太平ビルサービス株式会社

金沢市南町2番1号

5 落札金額

65,664,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成29年1月13日

石川県告示第132号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛の結核病の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛

(2) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第133号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予防（清浄性の確認）のため

2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛

(2) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第134号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防(清浄性の確認)のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
 - (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
 - (3) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第135号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成29年6月1日から同年11月30日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第136号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、牛の伝達性海綿状脳症の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
感染牛の摘発及び地域における清浄性の確認のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出の対象となる牛
- 4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第137号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防(清浄性の確認)のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第138号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚の豚流行性下痢の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防(抗体保有状況の把握)のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外導入豚及び実施区域内で飼養されている肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第139号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、豚の伝染性胃腸炎の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防(抗体保有状況の把握)のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県外導入豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第140号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚コレラの検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第141号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚の豚繁殖・呼吸障害症候群の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防（抗体保有状況の把握）のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第142号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家きんの高病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県 内 全 域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
- 4 検査の方法

血清抗体検査(エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応)及びウイルス分離検査

石川県告示第143号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、馬の馬伝染性貧血の検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防(清浄性の確認)のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項第5号から第9号までに掲げる馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 4 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法による。

石川県告示第144号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病^ろの検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 実施の目的
発生予防(清浄性の確認)のため
- 2 実施する区域及び期日

区 域	期 日
県内全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている蜜蜂
- 4 検査の方法
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

石川県告示第145号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょうの各種苗の平成29年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

志賀事業所生産分

- 1 ひらめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 100mm内外	250,000尾	1尾 40円	平成29年6月1日から 同年7月31日まで	平成29年4月1日から 同年7月31日まで	放流用

2 くろだい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 50mm内外	220,000尾	1尾 9円	平成29年8月1日から 同年9月30日まで	平成29年4月1日から 同年9月30日まで	放流用

3 あわび

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 16~20mm	120,000個	1個 20円	平成29年5月1日から 同年10月31日まで	平成29年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

4 さざえ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重7g内外 (殻高30mm内外)	1,000kg	1kg 4,800円	平成29年9月1日から 同年10月31日まで	平成29年4月1日から 同年8月31日まで	放流用

5 あかがい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 2mm内外	150,000個	1個 1円	平成29年8月1日から 同年9月30日まで	平成29年4月1日から 同年9月30日まで	

6 とりがい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
殻長 10mm以上	50,000個	1個 30円	平成29年6月1日から 同年8月31日まで	平成29年4月1日から 同年6月30日まで	養殖用

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重 5g内外	1,600kg	1kg 2,900円	平成29年4月1日から 同年7月31日まで	平成29年4月1日から 同年5月31日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 50mm内外	50,000尾	1尾 8円	平成29年7月16日から 同年10月31日まで	平成29年4月1日から 同年9月30日まで	
成 魚	440kg	1kg 800円	平成29年4月1日から 同年11月30日まで	平成29年4月1日から 同年11月15日まで	

2 にしきごい

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 50mm内外	3,000尾	1尾 18円	平成29年7月16日から 同年10月31日まで	平成29年4月1日から 同年9月30日まで	

3 やまめ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	128,000粒	1,000粒 1,800円	平成29年11月1日から 同年12月15日まで	平成29年9月1日から 同年11月15日まで	
体重1.1~1.5g	46,000尾	1尾 12円	平成29年4月1日から 同年5月31日まで	平成29年4月1日から 同年5月15日まで	

4 かじか

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
体重0.2~0.3g	120尾	1尾 12円	平成29年7月1日から 同年8月31日まで	平成29年4月1日から 同年7月31日まで	
体重0.3~0.5g	55,000尾	1尾 15円	平成29年8月1日から 同年10月31日まで	平成29年4月1日から 同年9月30日まで	

5 ほんもろこ

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
発 眼 卵	3,000粒	1,000粒 400円	平成29年5月1日から 同年6月15日まで	平成29年4月1日から 同年5月31日まで	
全長 30mm内外	57,000尾	1尾 2円	平成29年7月1日から 同年9月30日まで	平成29年4月1日から 同年8月31日まで	
採卵用親魚	60kg	1kg 2,000円	平成29年4月1日から 平成30年3月15日まで	平成29年4月1日から 平成30年2月15日まで	

6 どじょう

規 格	配布予定数量	配 布 価 格	配布予定期間	配布申請期間	備 考
全長 15mm内外	200,000個	1尾 3円	平成29年5月16日から 同年8月31日まで	平成29年4月1日から 同年7月31日まで	

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

石川県告示第146号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 河川の名称

二級河川羽咋川水系長者川

2 河川管理施設の名称又は種類

堤防

3 河川管理施設の位置

右岸

下流 羽咋市川原町チ169番4 地先

上流 羽咋市川原町チ175番8 地先

延長 100.0メートル

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 羽咋市長 山辺 芳宣

羽咋市旭町ア200番地

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成29年4月1日から道路の存続する日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成29年3月3日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 シェきらり
- 3 代表者の氏名
西村 依子
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市兼六元町11番5号 ラフィーネ兼六1階
- 5 定款に記載された目的
この法人は、虐待その他の理由により困難を抱える子どもの緊急避難先や共同生活の場を確保し、子ども自身の選択による自立を支援することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
黒 田 文 人	県内全域	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院
谷 内 裕 輔	〃	加賀市作見町リ36番地 加賀市医療センター
平 川 祐 希	〃	羽咋郡志賀町富来地頭町8の168番地2 医療法人社団ひめき会 ひよりクリニック
竹 田 義 克	〃	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97番地 公立宇出津総合病院

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
石川障害者職業能力開発校給食業務委託
 - (2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成28年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成29年3月23日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成29年3月24日（金）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒921-8836 野々市市末松2丁目245番地

石川障害者職業能力開発校 庶務課 電話番号 076-248-2235

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成29年3月28日（火）午前11時30分（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成29年3月28日（火）午前11時40分 石川障害者職業能力開発校 会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ほ29番3、29番4、30番2及び農道の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 45.53m	河北郡津幡町字清水ア13番地 山崎不動産有限会社	平成29年3月1日

